

第 506 回 愛知地方最低賃金審議会

日 時 令和 4 年 8 月 4 日 (木)
午後 1 時 30 分～
場 所 名古屋合同庁舎第 2 号館 3 階
共用大会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

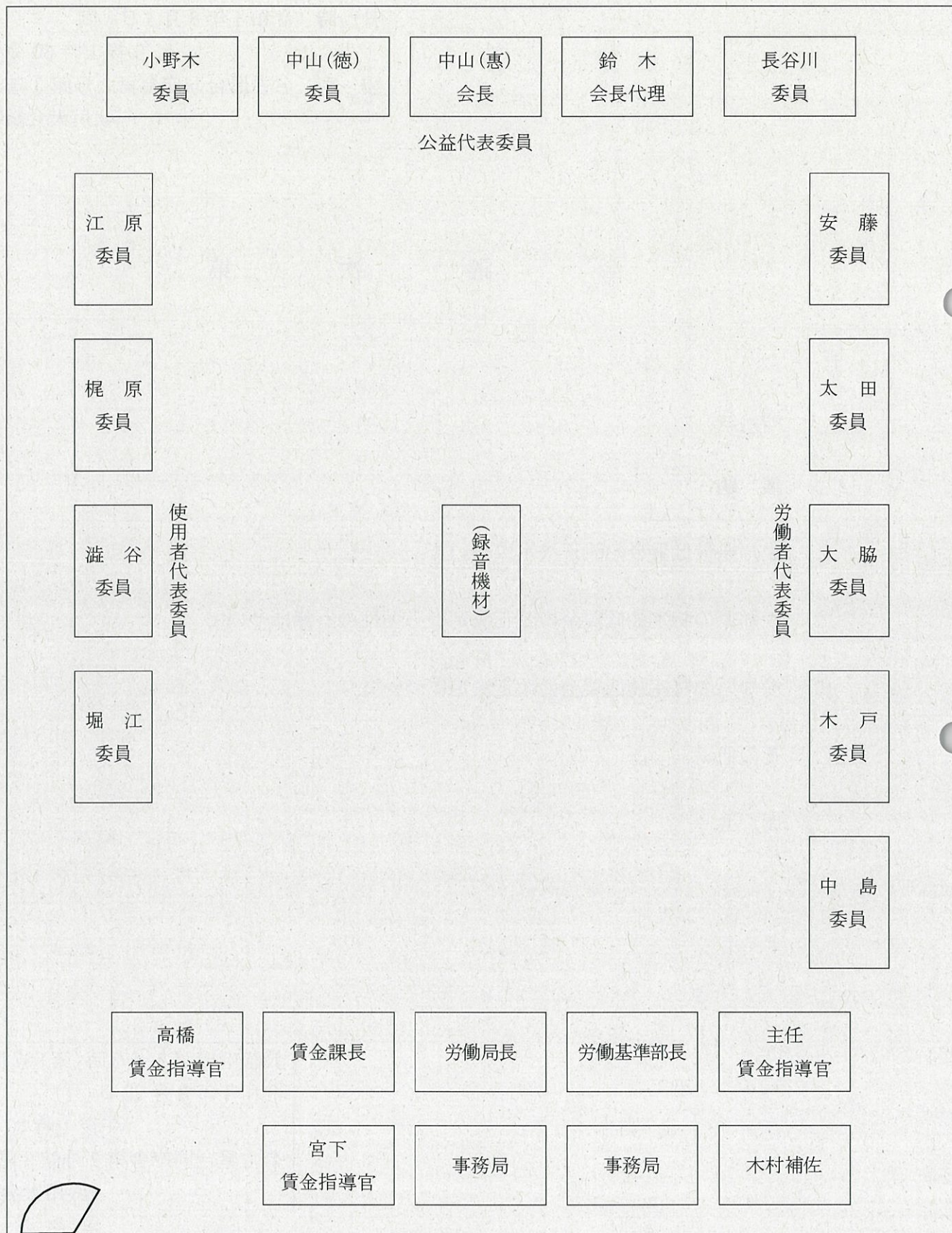
- (1) 愛知県最低賃金の改正決定について
- (2) 愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- (3) 愛知県の特定最低賃金の改正決定について
- (4) その他

3 閉 会

異議申出があった時(第 507 回)
令和 4 年 8 月 22 日(月)
午後 1 時 30 分～
名古屋合同庁舎第 2 号館 3 階
共用大会議室

第 506 回愛知地方最低賃金審議会 配席図

令和 4 年 8 月 4 日(木) 午後 1 時 30 分～
名古屋合同庁舎第 2 号館 3 階 共用大会議室



資 料 目 次

資料 No

- 1 愛知県最低賃金の改正決定に関する報告書 ㊦
- 2 愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告) ㊦
- 3 最低賃金引上状況等の推移 (愛知) 令和3年度版



令和4年8月4日

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山 恵子 殿

愛知地方最低賃金審議会
愛知県最低賃金専門部会
部会長 中山 恵子

愛知県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年7月1日、愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、別紙2のとおり令和2年10月1日発効の愛知県最低賃金（時間額927円）は令和2年度の愛知県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は別添のとおりである。

別紙1

愛知県最低賃金

- 1 適用する地域
愛知県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 986 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和4年10月1日

愛知県最低賃金と生活保護費との比較について

1 最低賃金

- (1) 件名 愛知県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額927円
- (3) 発効日 令和2年10月1日

2 生活保護費

- (1) 比較対象者 18歳～19歳・単身世帯
- (2) 対象年度 令和2年度
- (3) 生活保護費(令和2年度)
生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の愛知県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額 (102,836円)

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額(注)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると愛知県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(注) 1か月換算額

$927円(愛知県最低賃金) \times 173.8(1か月平均法定労働時間数) \times 0.817(令和2年度可処分所得の総所得に対する割合) = 131,629円$

別添

愛知地方最低賃金審議会
愛知県最低賃金専門部会委員名簿

(令和4年7月27日現在)

公益代表委員

	氏名	現職等
○部会長代理	小野 木 昌弘	中日新聞社 論説委員
	鈴木 進也	いぶき法律事務所 弁護士
◎部会長	中川 山 憲一	中京大学 経済学部教授

労働者代表委員

氏名	現職等
安藤 知子	UAゼンセン 全ユニー労働組合 中央執行副委員長 日本労働組合総連合会愛知県連合会 副会長
大岡 匡人	日本労働組合総連合会愛知県連合会 労働条件局長
木戸 英博	JAM東海 執行委員長 兼 愛知県連会長 日本労働組合総連合会愛知県連合会 副会長

使用者代表委員

氏名	現職等
梶原 弘司	愛知県経営者協会 会員サービス部 担当部長
澁谷 由美子	日進電気株式会社 代表取締役社長
太 箸 俊一	愛知県中小企業団体中央会 事務局長

(敬称略、五十音順)



令和4年8月3日

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山 恵子 殿

愛知地方最低賃金審議会
検討小委員会
委員長 長谷川 ふき子

愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)

当小委員会は、令和4年7月1日愛知地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討等3回にわたり、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、別添のとおりである。

別紙

以下2件の愛知県の特定最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達した。

- 1 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第3号)
- 2 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第6号)

以下4件の愛知県の特定最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかった。

- 1 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第4号)
- 2 愛知県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第7号)
- 3 愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第5号)
- 4 愛知県自動車(新車)小売業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第9号)

愛知地方最低賃金審議会
検討小委員会委員名簿

令和4年7月1日現在

区分	氏 名	現 職 等
公益代表	小 ^オ 野 ^ノ 木 ^ギ 昌 ^マ 弘 ^サ	中日新聞社 論説委員
	鈴 ^ス 木 ^ズ 進 ^シ 也 ^ン	いぶき法律事務所 弁護士
	○中 ^ナ 山 ^カ 惠 ^ケ 子 ^イ	中京大学 経済学部教授
	中 ^ナ 山 ^カ 徳 ^{トク} 良 ^{リョウ}	名古屋市立大学大学院 経済学研究科教授
	◎長 ^ハ 谷 ^セ 川 ^ガ ふ ^フ き ^キ 子 ^コ	成田・長谷川法律事務所 弁護士
労働者代表	安 ^ア 藤 ^ド 知 ^チ 子 ^モ	UAゼンセン 全ユニー労働組合 中央執行副委員長 日本労働組合総連合会愛知県連合会 副会長
	大 ^オ 脇 ^オ 匡 ^マ 人 ^サ	日本労働組合総連合会愛知県連合会 労働条件局長
	木 ^キ 戸 ^ド 英 ^ヒ 博 ^デ	JAM東海 執行委員長 兼 愛知県連会長 日本労働組合総連合会愛知県連合会 副会長
使用者代表	梶 ^カ 原 ^ジ 弘 ^ヒ 司 ^シ	愛知県経営者協会 会員サービス部 担当部長
	澁 ^シ 谷 ^ブ 由 ^ユ 美 ^ミ 子 ^コ	日進電気株式会社 代表取締役社長
	太 ^フ 箸 ^ト 俊 ^{シュン} 一 ^{イチ}	愛知県中小企業団体中央会 事務局長

(敬称略・五十音順) ◎委員長 ○委員長代理

最低賃金引上状況等の推移（愛知）令和3年度版

単位：時間額、引上額(円)

区分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度			
	時間額 (有効日)	引上額 (引上率)	時間額 (有効日)	引上額 (引上率)	時間額 (有効日)	引上額 (引上率)	時間額 (有効日)	引上額 (引上率)	時間額 (有効日)	引上額 (引上率)	時間額 (有効日)	引上額 (引上率)	時間額 (有効日)	引上額 (引上率)	時間額 (有効日)	引上額 (引上率)	時間額 (有効日)	引上額 (引上率)	時間額 (有効日)	引上額 (引上率)		
愛知県最低賃金	758	8	780	22	800	20	820	20	845	25	871	26	898	27	926	28	927	1	955	28		
	(H24.10.1)	(1.07)	(H25.10.26)	(2.90)	(H26.10.1)	(2.56)	(H27.10.1)	(2.50)	(H28.10.1)	(3.05)	(H29.10.1)	(3.08)	(H30.10.1)	(3.10)	(R1.10.1)	(3.12)	(R2.10.1)	(0.11)	(R3.10.1)	(3.02)		
目安額(円)	5		19		19		19		25		26		27		28		示されず		28			
	(0.67)		(2.51)		(2.44)		(2.38)		(3.05)		(3.08)		(3.10)		(3.12)				(3.02)			
改定状況調査による 賃金上昇率(%)	0.1		1.1		1.5		0.8		1.3		1.4		1.4		1.3		1.2		0.4			
区分	時間額 (有効日)	引上額 (引上率)	時間額 (有効日)	引上額 (引上率)	時間額 (有効日)	引上額 (引上率)	時間額 (有効日)	引上額 (引上率)	時間額 (有効日)	引上額 (引上率)	時間額 (有効日)	引上額 (引上率)	時間額 (有効日)	引上額 (引上率)	時間額 (有効日)	引上額 (引上率)	時間額 (有効日)	引上額 (引上率)	時間額 (有効日)	引上額 (引上率)		
染色整理業	732	(H20.12.16)	732	(H20.12.16)	732	(H20.12.16)	732	(H20.12.16)	732	(H20.12.16)	732	(H20.12.16)	732	(H20.12.16)	732	(H20.12.16)	732	(H20.12.16)	732	(H20.12.16)		
鉄鋼業	874	(115.3)	6	(0.69)	885	11	(1.26)	912	13	(1.45)	941	15	(1.62)	957	16	(1.70)	976	18	(1.88)	996	20	
はん用機械器具 製造	849	(112.0)	6	(0.71)	858	9	(1.06)	882	12	(1.38)	911	15	(1.67)	928	17	(1.87)	948	19	(2.05)	968	20	
精密機械器具 製造	804	(106.1)	7	(0.88)	813	9	(1.12)	841	14	(1.69)	875	19	(2.22)	875	(H29.12.16)	875	(H29.12.16)	875	(H29.12.16)	875	(H29.12.16)	
電気機械器具 製造	815	(107.5)	7	(0.87)	823	8	(0.98)	852	15	(1.79)	883	16	(1.85)	901	18	(2.04)	901	(H30.12.16)	901	(H30.12.16)	901	(H30.12.16)
輸送用機械器具 製造	854	(112.6)	6	(0.71)	863	9	(1.05)	890	13	(1.48)	919	15	(1.66)	936	17	(1.85)	957	19	(2.03)	976	19	
自動車(新車) 小売	836	(110.3)	6	(0.72)	846	10	(1.20)	873	14	(1.63)	904	16	(1.80)	921	17	(1.88)	943	20	(2.17)	943	(R2.12.16)	
各種商品小売業	792	(104.5)	4	(0.51)	799	7	(0.88)	823	13	(1.60)	847	(H28.12.16)	847	(H28.12.16)	847	(H28.12.16)	847	(H28.12.16)	847	(H28.12.16)	847	(H28.12.16)
自動車(新車) 同部品小売業	800	(H19.12.16)	800	(H19.12.16)	800	(H19.12.16)	800	(H19.12.16)	800	(H19.12.16)	800	(H19.12.16)	800	(H19.12.16)	800	(H19.12.16)	800	(H19.12.16)	800	(H19.12.16)	800	(H19.12.16)
発効日※	(H24.12.16)		(H25.12.16)		(H26.12.16)		(H27.12.16)		(H28.12.16)		(H29.12.16)		(H30.12.16)		(R1.12.16)		(R2.12.16)		(R3.12.16)		(R3.12.16)	

注) 網掛け箇所は当該年度での金額改正が行われなかったもの(カッコ内は発効日)

※網掛けを除く



令和 4 年 8 月 4 日

愛知労働局長
代田 雅彦 殿

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山 恵子

愛知県最低賃金の改正決定について

当審議会は、令和 4 年 7 月 1 日付け愛労発基 0701 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙

愛知県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
愛知県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 986円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和4年10月1日



令和 4 年 8 月 4 日

愛知労働局長
代田 雅彦 殿

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山 恵 子

愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和 4 年 7 月 1 日付け愛労発基 0701 第 2 号をもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

別紙

以下2件の愛知県の特定最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達した。

- 1 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第3号)
- 2 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第6号)

以下4件の愛知県の特定最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかった。

- 1 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第4号)
- 2 愛知県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第7号)
- 3 愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第5号)
- 4 愛知県自動車(新車)小売業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第9号)



愛労発基 0804 第 1 号
令和 4 年 8 月 4 日

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山 恵子 殿

愛知労働局長 代 田 雅 彦

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第3号）
- 2 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第6号）